

## 告示

### 埼玉県告示第千四百四十九号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和五年埼玉県告示第千四百五号（蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一件名

蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

#### 二 日時及び場所

- ア 令和五年十二月二十一日（木） 十時から十一時三〇分まで  
北本市文化センター 三階 第五会議室
- イ 令和五年十二月二十一日（木） 十三時から十四時三〇分まで  
鴻巣市常光公民館
- ウ 令和五年十二月二十二日（金） 十時から十一時三〇分まで  
白岡市役所本庁舎 一階 会議室一〇一
- エ 令和五年十二月二十二日（金） 十三時から十四時三〇分まで  
桶川市役所本庁舎 三階 三〇四会議室
- オ 令和五年十二月二十二日（金） 十六時から十七時三〇分まで  
上尾市役所本庁舎 五階 五〇二会議室
- カ 令和五年十二月二十五日（月） 十時から十一時三〇分まで  
蓮田市役所本庁舎 二階 二〇一会議室
- キ 令和五年十二月二十五日（月） 十三時から十四時三〇分まで  
久喜市菖蒲総合支所 四階 第三集会室
- ク 令和五年十二月二十五日（月） 十六時から十七時三〇分まで  
伊奈町役場東庁舎 三階 第一委員会室

#### 三 都市計画決定権者の名称

蓮田市

#### 四 中止の理由

公述の申出がなかったため